

東京都細胞検査士会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、東京都細胞検査士会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務局を東京都江東区有明 3-8-31（公益財団法人）がん研究会有明病院臨床病理センター細胞診断部に置く。

2 この会は、役員会の議決により、従たる事務局を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この会の目的は、細胞検査士の知識向上と臨床細胞学の進歩と普及を図ることにある。

(規律)

第4条 この会は、総会が別に定める倫理綱領の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(主目的事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 臨床細胞学に関する研修会の開催
- (2) (公益社団法人) 日本臨床細胞学会が行う事業への協力
- (3) その他関連学会が行う事業への協力
- (4) 細胞検査士会ホームページ等を通じて細胞診に関する情報の共有・公開
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事業

2 前項の事業については、東京都において行うものとする。

(その他の事業)

第6条 この会は、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 細胞検査士セミナーの開催に関する事業
- (2) 細胞検査士の資質向上に関する事業
- (3) 近隣で開催される学会に関する事業
- (4) 人材育成に関する事業
- (5) 衛生思想の普及及び啓発に関する事業
- (6) 細胞検査士技能を通じての国民の保健事業への協力に関する事業
- (7) 細胞検査の精度保障に関する事業
- (8) 細胞検査に関する調査、研究及び情報の提供事業
- (9) 国際相互理解の促進に関する事業
- (10) 会報の発行に関する事業
- (11) 図書、印刷物の刊行に関する事業
- (12) 会員の福利厚生に関する事業
- (13) その他前各号に定める事業に関連する事業

(事業年度)

第7条 この会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(会員)

第8条 この会の会員は（公益社団法人）日本臨床細胞学会所属し、東京都に在勤あるいは在住する東京都臨床細胞学会に所属する細胞検査士によって構成される

- (1) 会員はこの会の事業を行う役員を選出することができる。
- (2) 会員はこの会の役員になることができる。
- (3) 会員はこの会の事業に参加できるとともに、研修会に参加して業績発表や発言をすることができる。
- (4) 会員は東京都細胞検査士会ホームページ等を通じて細胞診に関する情報を共有することができる。
- (5) 会員は東京都が推薦する賞の対象となることができる。

(会員)

第9条 会員は、別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 催告の期限を超過して会費等を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、役員会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(懲戒)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、本条第4項に定める役員会又は代表役員会及び総会の議決を経て、その会員を懲戒することができる。

- (1) この会の会則又は規則その他規程に違反したとき。
- (2) 職業行為に関し、法令に違反して、刑罰に処せられ、又は行政処分を受けたとき。
- (3) この会の会費等を滞納し、かつ催告を受けてなお納付しないとき。
- (4) この会又はこの会の会員としての信用と名誉を傷付ける行為をしたとき。
- (5) その他の正当な事由があるとき。

2 懲戒は、次の各号に定める方法のうち、何れかの方法により行う。

- (1) 戒告
- (2) 会則その他の規定により会員に与えられた権利の停止
- (3) 除名(前項第(3)号に該当する場合を除く。)

3 懲戒は、その事由に該当すると認められた会員に対し、議決の前に、役員会及び役員会に先立ち懲戒案件を審査する委員会において、十分な弁明の機会を与えなければならない。また、前項第(3)号に定める方法による場合は、当該会員に対し、総会の2週間前までに、当該総会において除名を審議すること、かつ、その議決の前に弁明する機会を与えることを通知しなければならない。

4 懲戒は、第2項第(1)号又は第(2)号に定める方法による場合は役員会の決議により、また、第(3)号に定める方法による場合は役員会の議決を経たうえ、総会において総会出席者の3分の2以上の議決により、これを決する。

5 会費等の滞納者に対しては、別に規則をもって定める請求手続きにより催告を行い、催告後1か月を過ぎても納入がないときは、第2項第(2)号に定める方法による懲戒を行う。また、次項に定める当該懲戒の通知後、1か月を過ぎてもなお未納の場合は、会則11条第4号の規定により、会員資格を喪失するものとする。

6 第4項により懲戒が議決されたとき、又は前項により会員資格を喪失したときは、会長は、当該会員に対し書面によりその内容及び理由を通知するとともに、別に定める懲戒処分等の公示に関する取扱細則に従い、所定の事項を会報その他に公示しなければならない。

7 本条に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、規則をもってこれを定める。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の抛出品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第14条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 会員数の5%程度とする(会長、副会長を含む。以下同じ)
- (4) 監事 2名

2 会長・副会長は幹事会の互選(立候補も含む)で決定する。

3 幹事のうちから、各委員会に代表幹事および副代表幹事を置くことができる。

4 代表幹事・副代表幹事は、(全国細胞検査士会役員選出に関する要綱第4条による)全国細胞検査士会役員当選者とする。代表幹事・副代表幹事は、上記14条の4項の構成員のほか、東京都選出全国細胞検査士会役員選出選挙人が推薦することができる。

5 監事 2名 役員会の推薦または互選(立候補も含む)により選出し、会長が委嘱する。

(幹事の選任等)

第15条 幹事は代表役員会で選出される。

2 幹事の追加・退任は役員会の承認を得て行われる。

- 3 会長は他に若干名の幹事を指名し、委嘱することができる。
- 4 幹事及び監事は、総会において承認する。
- 5 幹事と監事は、相互にかねる事はできない。
- 6 会長、副会長ならびに幹事は、任期終了時 65 歳以下とする。

(幹事の職務・権限)

第 16 条 幹事は、役員会を構成し、この会則の定めるところにより、この会の業務の執行を決定する。

- 1 会長は、この会を代表し、その業務を執行する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、この会の業務を執行する。また会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 代表幹事は、会長及び副会長を補佐し、この会の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 4 会長、副会長、代表幹事及びそれ以外の業務を分担執行する幹事の権限は、役員会が別に定める職務権限規程による。
- 5 会長、副会長、代表幹事及び前項の業務を執行する幹事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を役員会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 17 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 総会及び役員会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (3) 幹事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は会則に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び役員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に役員会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を役員会とする招集通知が発せられない場合は、直接役員会を招集すること。
- (5) その他監事に認められた権限を行使すること。

(任期)

第 18 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

- 2 会長任期は 2 期 4 年までとする。
- 3 補充又は増員により選任された幹事の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、増員された監事の任期については、現任者の残存期間が 2 年に足りないときは、前項によるものとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 19 条 役員は、いつでも役員会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会において総会出席者の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 20 条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会員及び顧問)

第 21 条 この会に、名誉会員及び顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉会員及び顧問は、会員の中から、役員会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会員及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会員及び顧問の職務)

第 22 条 名誉会員及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第 4 章 総会

(種類)

第 23 条 この会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 24 条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 25 条 総会は、この会則で定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第 26 条 定時総会は、東京都細胞検査士会学術研修会時に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 幹事が必要と認め、役員会に招集の請求をしたとき。

(2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が幹事にあったとき。

(招集)

第 27 条 総会は、役員会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(議決)

第 29 条 総会の議事は、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、会員として表決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。議事録はホームページ上で公開する

(総会運営規程)

第 31 条 総会の運営に関し必要な事項は、この会則に定めるもののほか、役員会において定める総会運営規程による。

第 5 章 役員会・代表役員会

(構成)

第 32 条 役員会は、すべての役員をもって構成する。

2 代表役員会は会長、副会長、代表幹事、副代表幹事、監事で構成する。

(権限)

第 33 条 役員会は、この会則に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの会の業務執行の決定
- (4) 幹事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長の選任及び解職

2 役員会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、幹事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 幹事の職務の執行が会則に適合することを確保するための体制その他この会の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- (6) 第 23 条第 1 項の責任の免除

(種類及び開催)

第 34 条 役員会・代表役員会は、通常及び臨時の 2 種とする。

2 通常役員会・通常代表役員会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

3 臨時役員会・臨時代表役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の幹事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を役員会の日とする役員会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした幹事が招集したとき。

(4) 第 18 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第 35 条 役員会・代表役員会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により幹事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後

段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時役員会・臨時代表役員会を招集しなければならない。

3 役員会・代表役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各幹事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、幹事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく役員会を開催することができる。

(議長)

第36条 役員会・代表役員会の議長は、会長がこれに当たる。ただし会長は、必要な場合に他の者を議長として推薦し、出席者の承認を得て議事進行に当たらせることができる。

(定足数)

第37条 役員会は、幹事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。(但し委任状は出席とみなす または やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。)

(議決)

第38条 役員会・代表役員会の議事は、この会則に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる幹事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、幹事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 幹事が、役員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる幹事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の役員会の議決があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第40条 幹事又は監事が幹事及び監事の全員に対し、役員会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を役員会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条第8項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 役員会・代表役員会の議事については、議事録を作成する。

(役員会・代表役員会規程)

第42条 役員会・代表役員会に関する事項は、この会則に定めるもののほか、役員会において定める役員会・代表役員会規程による。

第6章 財産及び会計

(特定財産の維持及び処分)

第43条 第5条の事業を行うために不可欠な別紙記載の特定財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により特定財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、役員会において、議決に加わることのできる幹事の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 特定財産の維持及び処分について必要な事項は、役員会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第44条 この会の財産の管理・運用は、会計担当執行幹事が行うものとし、その方法は、役員会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、役員会の議決を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役員会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第46条 この会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書(以下計算書類等という)を作成し、監事の監査を受け、役員会の承認を経たうえで、定時総会において承認を得るものとする。

(会計原則)

第47条 この会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第7章 会則の変更、合併及び解散等

(会則の変更)

第48条 この会則は、総会において、総会出席会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第49条 この会は、総会において、総会出席会員の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 この会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の議決によりこの会と類似の事業を目的とする会又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第51条 この会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の議決によりこの会と類似の事業を目的とする他の会又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第52条 この会の事業を推進するために必要あるときは、役員会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、幹事・会員及び学識経験者のうちから、役員会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、役員会の議決により別に内規を定める。

第9章 事務局

(設置等)

第53条 この会の事務を処理するため、事務局を設置する。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿（及び会員の異動に関する書類）
- (3) 幹事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 会則に定める機関（役員会及び総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 会計監査報告書

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、第61条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、役員会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第56条 この会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、役員会の議決により別に定める。

(公告)

第 57 条 この会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、会誌に掲載する方法による。

(研修会)

第 58 条 この会の研修会は東京都細胞検査士会学術研修会と呼称する。

2 学術研修会は毎年 1 回以上開催する。

3 研修会の内容は学術委員会で提案され、役員会にて決定する。

4 研修会の内容に関して、会員は総会にて提案することができる。

第 1 1 章 補則

(委任)

第 59 条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、役員会の議決により別に定める。

付 則

1 この会則・細則は、平成 5 年 10 月 31 日に制定、平成 6 年 1 月 1 日より施行する。

2 この会則・細則は、平成 9 年 11 月 29 日に一部改定する。

3 この会則・細則は、平成 17 年 10 月 22 日に一部改定する。

4 この会則は、平成 22 年 06 月 19 日から改定施行する。

5 この会則は、平成 25 年 03 月 16 日に一部改定する。

6 この会則は、平成 25 年 06 月 22 日に一部改定する。

7 この会則は、平成 26 年 06 月 21 日に一部改定する。